

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	高知県須崎市

須崎市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	高知県須崎市農林水産課
所在地	高知県須崎市山手町 1-7
電話番号	0889-42-3591
FAX 番号	0889-42-3592
メールアドレス	norin1@city.susaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	高知県須崎市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	面積：1 a 金額：12千円
	野菜	面積：28 a 金額：1,183千円
	いも類	面積：1 a 金額：34千円
ニホンジカ		面積：0 a 金額：0千円
ニホンザル		面積：0 a 金額：0千円
カラス類		面積：0 a 金額：0千円
カワウ		面積：0 a 金額：0千円

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】 被害は年間を通して市内全域で発生している。農業被害に加え、近年では、畦畔の掘り返しや石垣の破壊、学校敷地内への侵入、家庭菜園等への被害など人間の生活圏内へ侵入し被害を与えている。</p> <p>【ニホンジカ】 被害は地域が限定されているが、目撃情報や被害情報等の報告件数が増加傾向であり、生息数の増加または人里への出没頻度が増加している可能性が高い。一</p>
--

部の森林内では樹皮を剥がされた跡が発見される等の報告があるため、適切な個体数調整が必要である。

【ニホンザル】

被害は限定的な地域で発生しているが、目撃情報が増加していることから今後、被害増加が懸念される。

【カラス類】

被害は年間を通して市内全域で発生しており、特にビワや柑橘類等果樹への被害が多く発生している。また、ゴミ集積場を荒らすなど生活環境被害が報告されている。

【カワウ】

被害は新莊川でのアユの捕食被害が顕著化している他、糞による樹木の枯死等、環境被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	面積：30a 金額：1,229千円	面積：21a 金額：860千円
ニホンジカ	面積：0a 金額：0千円	面積：0a 金額：0千円
ニホンザル	面積：0a 金額：0千円	面積：0a 金額：0千円
カラス類	面積：0a 金額：0千円	面積：0a 金額：0千円
カワウ	面積：0a 金額：0千円	面積：0a 金額：0千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会への捕獲斡旋。 ・ イノシシ、ニホンジカ、カラス類の有害鳥獣捕獲補助金制度、イノシシの狩猟期捕獲補助金制度、ニホンジカの狩猟期捕獲報償金制度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許保有者の高齢化及び担い手の不足。 ・ ニホンザルにおいては群れが生息する地域を把握する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザルは、畑、街中等で被害を与える個体に対して有害鳥獣捕獲許可の範囲で捕獲を行う。また、有害捕獲補助金、狩猟期捕獲補助金で捕獲に対して補助。 ・狩猟免許を取得するための診断書料、初心者講習費、猟銃所持許可申請に係る射撃教習費の全額補助。 	
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者による個々の防護柵設置の促進。 ・被害防止柵資材購入費の補助金制度。 ・国の交付金を活用して、集落単位で被害防止柵資材費の定額補助。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣から被害を防ぐ防護柵の重要性を知ってもらう為に農業者等へ周知が必要。 また、集落単位で農地を防護柵で囲う集落を増加させることが重要。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・餌場等（農作物残渣、放任果樹）の調査、撤去。 ・藪等の草刈り。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等を管理する人の高齢化、また狩猟者の高齢化による労力不足。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会、鳥獣保護管理員、NPO団体等で構成する須崎市有害鳥獣被害対策協議会において、有害鳥獣の生息環境等に関する情報共有に努めるとともに、被害の軽減及び防護対策について推進していく。 ・狩猟免許取得に対する補助事業により、狩猟者の担い手不足を解消する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・須崎地区猟友会各支部が、被害者の依頼を受け、銃器、わな等での捕獲を実施していく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会会員からの捕獲許可申請に基づき、捕獲を実施していく。 ・有害鳥獣捕獲補助金制度（イノシシ、ニホンジカ、

	カラス類 カワウ	カラス類、ニホンザル) 狩猟期捕獲補助金制度(イノシシ、ニホンザル) 狩猟期捕獲報償金制度(ニホンジカ) を実施していく。 ・ 猟友会と連携し、狩猟免許試験の周知・啓発を図る。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 カワウ	・ 猟友会会員からの捕獲許可申請に基づき、捕獲を実施していく。 ・ 有害鳥獣捕獲補助金制度(イノシシ、ニホンジカ、カラス類、ニホンザル) 狩猟期捕獲補助金制度(イノシシ、ニホンザル) 狩猟期捕獲報償金制度(ニホンジカ) を実施していく。 ・ 猟友会と連携し、狩猟免許試験の周知・啓発を図る。
令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 カワウ	・ 猟友会会員からの捕獲許可申請に基づき、捕獲を実施していく。 ・ 有害鳥獣捕獲補助金制度(イノシシ、ニホンジカ、カラス類、ニホンザル) 狩猟期捕獲補助金制度(イノシシ、ニホンザル) 狩猟期捕獲報償金制度(ニホンジカ) を実施していく。 ・ 猟友会と連携し、狩猟免許試験の周知・啓発を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【イノシシ】 被害が増加しており、令和元年度より狩猟期についても捕獲補助金制度を開始した。捕獲頭数は禁猟期と狩猟期合わせて、令和4年度1,848頭、令和5年度1,174頭、令和6年度1,896頭であった。今後も被害が増加する見込みがあることから年間捕獲計画頭数を2,000頭とする。</p> <p>【ニホンジカ】 限定された地域において被害の報告があり、年々捕獲頭数が増加している。捕獲頭数は禁猟期と狩猟期合わせて、令和4年度66頭、令和5年度99頭、令和6年度92頭であった。また、令和7年度においては禁猟期だけで137頭の捕獲実績であった。今後も繁殖増が見込まれることから、年間捕獲計画頭数を150頭とする。</p> <p>【ニホンザル】 限定された地域において目撃情報が寄せられており、今後被害の拡大が予想さ</p>

れる。状況を確認しながら市街地に出没し人身被害に及ぶ恐れのある個体の捕獲に取り組み、年間捕獲計画頭数は3頭とする

【カラス類】

年度によっては果樹の被害があるため、年間捕獲計画頭数を100羽とする。

【カワウ】

アユの食害が顕著化していることから、年間捕獲計画頭数を100羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
ニホンジカ	150頭	150頭	150頭
ニホンザル	3頭	3頭	3頭
カラス類	100羽	100羽	100羽
カワウ	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容

有害鳥獣被害対策協議会において情報整理と協議を行い、捕獲手段、時期、場所等の最善策を検討する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 1,000m	ワイヤーメッシュ柵 1,000m	ワイヤーメッシュ柵 1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

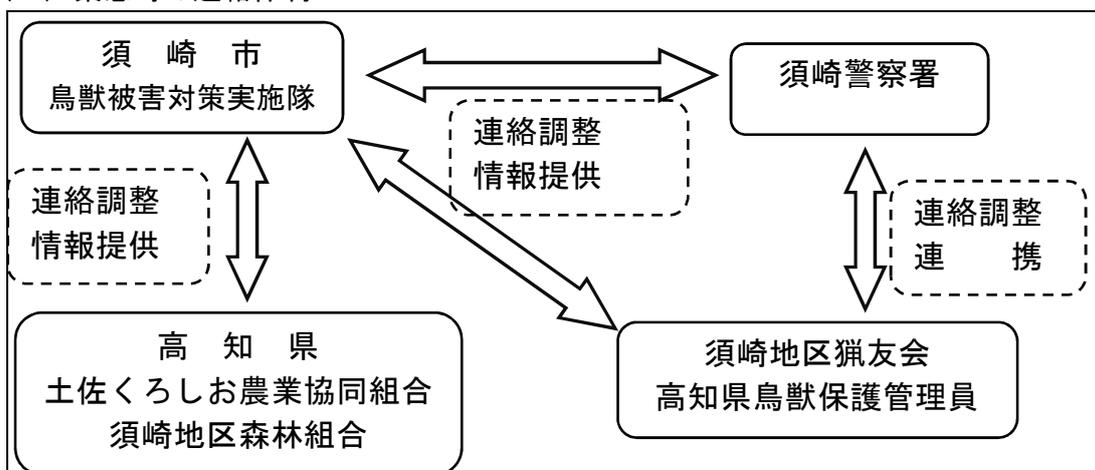
対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	設置している防護柵の点検、追い払い活動、被害防除技術の導入、被害状況調査等に取り組む。	設置している防護柵の点検、追い払い活動、被害防除技術の導入、被害状況調査等に取り組む。	設置している防護柵の点検、追い払い活動、被害防除技術の導入、被害状況調査等に取り組む。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供、捕獲
須崎地区猟友会	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整
高知県鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
土佐くろしお農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
須崎地区森林組合	地域巡回、情報収集・提供
須崎警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
須崎市	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>現状 市内外の小売店・企業等にイノシシ肉の流通販売を行っている。</p> <p>目標 小売店・企業等だけではなく、旅館・ホテル等に働きかけ流通販売の拡大を目指す。 ふるさと納税の返礼品に登録し、流通販売の拡大を目指す。</p>
ペットフード	<p>現状 市内外のペットフード事業者等にイノシシ肉を販売している。</p> <p>目標 内臓等、未利用資源の有効活用を目指す。</p>

(2) 処理加工施設の取組

<p>○直近3年間の実績 令和4年度：323頭 令和5年度：271頭 令和6年度：88頭</p> <p>令和6年度については、豚熱感染確認区域に須崎市の大部分が対象となったため、区域内からのイノシシ受け入れを中止。</p> <p>○年間処理計画頭数 下記の内容から年間132頭とする。</p> <p>・令和7年9月から保健所等指導のもと、豚熱感染確認区域内からのイノシシ搬入受付を開始。9月から1月までの処理頭数は57頭となった。 $57 \text{ 頭} \div 5 \text{ か月} = 11.4$ 1ヶ月処理頭数＝約11頭 $12 \text{ ヶ月} \times 11 \text{ 頭} = 132 \text{ 頭}$</p>
--

<p>○運営体制 解体処理施設の管理は「ジビエ浦ノ内企業組合」が行う。</p> <p>○安全性の確保に関する取組 ・豚熱感染確認区域内から搬入のあったイノシシについてはPCR検査を行い、安全確認ができたイノシシから食肉へ加工を行う。 PCR検査の結果は毎週木曜日の1回。</p>

7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	須崎市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
須崎地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。
高知県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。
高知県須崎農業振興センター	被害情報の収集及び被害防止対策に関する指導・助言を行う。
土佐くろしお農業協同組合	被害情報の収集及び被害防止対策に関する指導・助言を行う。
四国自然史科学研究センター	鳥獣の生息状況等の調査・研究を行う。 被害防止対策に関する指導・助言を行う。
須崎地区森林組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
ジビエ浦ノ内企業組合	有害鳥獣関連情報の提供と解体処理施設の運営、獣肉の処理・販売を行う。
須崎市農林水産課	有害鳥獣被害防止計画を作成する。 協議会の事務局と協議会の運営を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
漁業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>設置日：平成26年3月1日 任 期：1年間</p> <p>構 成：須崎市職員、須崎地区猟友会</p> <p>実施隊が行う被害防止施策：侵入防止柵の設置、被害調査、対象鳥獣の駆除、捕獲等及び処分、広報・啓発等</p> <p>事務局：須崎市農林水産課</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし
